

令和5年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和5年12月18日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時 8分

場所 第6委員会室

出席委員 高橋稔裕委員長
安藤友貴副委員長
長峰秀和委員、宇田川幸夫委員、飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、
小川真一郎委員、小島信昭委員、木村勇夫委員、石川忠義委員、
江原くみ子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
細野正環境部長、佐藤卓史環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、
鶴見恒環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、
石曾根祥子大気環境課長、堀口郁子水環境課長、
堀口浩二産業廃棄物指導課長、尾崎範子資源循環推進課長、
星友治みどり自然課長
[農林部関係]
横塚正一農林部長、片桐徹也農林部副部長、竹詰一農林部副部長、
野澤裕子食品衛生安全局長、中村真也農業政策課長、
中村寛農業ビジネス支援課長、小川和泰農産物安全課長、
渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、今西典子生産振興課長、
永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、
吉田有紀彦農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第121号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）のうち農林部関係	原案可決
第129号	和解することについて	原案可決
第134号	指定管理者の指定について（埼玉県種苗センター）	原案可決
第147号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決

2 請願
なし

報告事項（農林部関係）

埼玉県農林公社経営改革プランの見直し ―分収林事業を中心として―

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

長峰委員

- 1 第129号議案について、どのような経過で今回の和解案の提示に至ったのか。
- 2 平成24年度分と平成25年度以降分の賠償については、今後どのように対応していくのか。
- 3 岩手県はADRセンターに3回で和解し、千葉県は3回目の和解を申立て申請中だがまだ和解に至っていない中で、本県がADR和解案を1回目の申立てで受け入れるのはおかしいのではないかという意見が寄せられている。県の見解はどうか。
- 4 第147号議案について、周知方法についてはどのような工夫をしてきたのか。
- 5 予算執行まではどのようなスケジュールなのか。

環境政策課長

- 1 平成23年3月の福島第1原子力発電所の事故後、平成24年1月から東京電力と直接交渉を開始し、平成24年8月に知事部局と教育局の平成22年度分と23年度分の約3億円を東京電力に賠償請求した。その後、平成25年1月には東京電力との直接交渉による初の賠償金を受領し、その後11月までに賠償金約3,300万円を受領したが、賠償スピードが遅いため、平成26年3月10日に、県民にも分かるように東京電力に公開質問状を送付した。その結果、平成30年2月までに合計約1億6,300万円の賠償を直接交渉で得られた。しかしながら、それ以降はなかなか直接交渉が進まず、時効の期限も迫ってきたことから、令和3年2月26日に、平成22年度分と23年度分の約1億3,600万円について、ADRセンターに申立てを行った。その後、申立ての内容について、ADRセンターと県、東京電力との間で意見照会と回答、証拠書類の提出などのやり取りを繰り返し、その結果、令和5年8月8日に、ADRセンターから約5,900万円の和解案が示された。
- 2 知事部局と教育局では、平成22年度と23年度の第1回分とは別に、平成24年度の第2回分、平成25年度から29年度の第3回分の二つの申立てを、現在、ADRセンターに行っている。この二つの申立てについては、現時点でADRセンターが内容確認を行っている段階で、和解案が示されるまでしばらく時間がかかると思われる。今後も県の顧問弁護士とも相談しながら主張すべきことを主張し、できるだけ多くの賠償額が得られるよう適切に対応していく。
- 3 和解仲介については、申立ての内容に対してADRセンターと県、東京電力との間で意見照会と回答、書類提出などのやり取りを行い、その結果を踏まえて最も妥当とADRセンターが判断した和解案が示されるものである。そのため、対象が同じ申立てについて和解案が何回も示されるものではなく、1回の和解案に対して、双方が受諾するかが基本である。岩手県では、主に年度別に異なる対象について3回に分けて申立てをし、ADRセンターから和解案が示され、それぞれ1回で和解案を受諾し和解契約を締結している。千葉県でも岩手県と同様に、3回に分けて申立てをし、このうち第1回分、第2回分の申立てについては、それぞれ1回で和解案を受諾し和解契約を締結している。本県でも平成22年度と23年度の第1回分、平成24年度の第2回分、平成25年度から29年度の第3回分の3回に分けてADRセンターに申立てを行っている。今回は平成22年度と23年度の第1回分について、ADRセンターから示された和解案に基づき和解することについて、議決をお願いするものである。

温暖化対策課長

- 4 従来から実施している各商工会議所や商工会などを通じた周知や、経済6団体を通じた周知のほか、金融機関の団体や建設業界、その他様々な団体を通じて関係事業者にも周知する。また、受付の方法についても、今回は3日間受付を行い、予算を超えた場合は抽選とする。必ず3日間の受付日程を確保し、受付ができなかったということが減らせるようにしたいと考えている。
- 5 今回の補正予算の目的であるエネルギー価格の上昇等に対する効果が事業者にも早く出るように、スピード感を持って対応する。議決後、周知広報を行った上で1月下旬に申請の受付を開始し、書類審査等を速やかに行い、事業者にも速やかに事業、工事に着手していただきたいと考えている。

長峰委員

- 1 損害を受けたのは平成29年度が最終年度なのか。
- 2 議案名から受ける印象から、一度で全てを終わらせるという事実とは異なる解釈があり得ると思うので、しっかりと情報発信すべきだと考えるがどうか。

環境政策課長

- 1 現在も原発事故の影響は残っており、食用シカのための放射能測定については年間100万円以下の経費が発生している。本県では基準値の超過が見られるシカはないが、隣接の群馬県や栃木県では基準値を超過している個体もあるので、当分の間は本県も測定を継続することを想定している。なお、この損害については東京電力も責任を認めており、年度ごとに直接請求をして全額賠償されている。
- 2 今後、議案の資料も含めて詳しくホームページに掲載する必要があると考えている。

長峰委員

平成30年度以降の損害賠償について、予算規模からすれば小さい金額であっても、しっかりと賠償していただくべき内容であり、資料に明示するとともに、事実とは異なる解釈を招かないよう情報発信すべきである。大きい金額と同様に情報発信していくべきだと考えるがどうか。

環境政策課長

金額も含めて明示していく。

石川委員

- 1 第147号議案について、今後執行するに当たり、執行残と併せて事業を行うとのことである。執行残となった理由は何か。
- 2 執行残が出ないように今後どのような対策を講じるのか。

温暖化対策課長

- 1 本年5月の補正予算の際は、初日で予算額に達したので、14億円に相当する全ての方を交付対象者として交付決定を行った。その後、例えば、令和4年度に既に補助を受けていたり、使用が15年未満であったりといった条件に合わないものや、自社の都合により資金調達ができなくなった等の理由で辞退が生じた。
- 2 3日間の受付の中で補欠を十分に確保できれば、事前に補欠でよいか確認して待っていただき、辞退者が出たら順次繰り上げて交付決定する対応を考えている。

石川委員

応募上限を超えると抽選になり、抽選に漏れた方が補欠になるようにして、執行残が生じないよう努めるということか。

温暖化対策課長

そのとおりである。

木村委員

第129号議案に関して、東京電力側の意向や今後の対応について情報はあるのか。

環境政策課長

東京電力は令和5年10月13日付けで、この和解案の受諾回答を東京電力の弁護士からADRセンターにしていると聞いている。その写しを入手しているが、「一部受け入れ難いが、本和解案の尊重及び本件の早期解決の観点から和解案を受諾したい」と記述されている。

江原委員

- 1 第129号議案について、時効の時期が迫っていたとの説明があったが、時効はいつか。
- 2 第147号議案について、前回の執行残が生じた理由として使用が15年未満だったことなどが挙げられていたが、そもそも補助対象の条件に合っていないことは最初から分かるのではないか。どのような工夫をするのか。

環境政策課長

- 1 事故が起きた平成23年3月の10年後で、令和3年3月である。

温暖化対策課長

- 2 前回は初日で14億円に達し、抽選は行わずにその日で受付を終了するという判断をしており、細かい精査をする時間がなかった。今回は3日間受け付けるので、初日と2日目については、それぞれその次の日に形式的なチェックを行い、条件を満たさないものについて事前に排除するが、内容を細かく見ないと分からないものについては、その後になる。

江原委員

抽選で漏れた人は、全員が補欠になるのか。

温暖化対策課長

全員ではなく、一定額で補欠を確保するイメージである。約15億円の補助金のため、例えば、1割確保すると約16億5,000万円となるが、それが20億円、30億円になると、全員を補欠にすることは現実的ではないので、どれくらい確保するのかについては現実的な範囲で決定し、それを超えた場合は不採択の連絡をさせていただく。

江原委員

申込みの状況によって割合を決めるということなのか。その場合、割合によっては補欠を設定しても更に執行残が出ることが想定されるのではないのか。

温暖化対策課長

現在の案では、補欠者が十分に確保できないケースも想定しており、その場合はキャンセル待ちという形で更に受付することを検討している。例えば、3日間で15億円ちょうどしか申請がなかった場合は補欠者が確保できないので、補欠であることを前提にキャンセル待ちの受付を行い、辞退等があった場合の補欠者を確保して執行残を減らすことを考えている。

飯塚委員

- 1 木村委員への答弁の中で説明のあった東京電力側からの文書に謝罪の文言はあるのか。
- 2 第147号議案について、前回約1億6,200万円の執行残が生じたとのことだが、そのときになぜ追加の募集をしなかったのか。

環境政策課長

- 1 ADRセンターに対しての文書であるため、そのような文言はない。本県に対しては、直接交渉の際に東京電力から謝罪があった。

温暖化対策課長

- 2 執行残は、事業者の都合もあり、交付決定後の10月頃にある程度の額が固まった。その時点では、国の方針で繰越しは認められていなかったため、10月からの募集だと事業者に必要な工事期間を確保できないと考え、追加募集は行わなかった。

荒木委員

- 1 ADRセンターからの和解案について、放射線測定委託費や放射線測定器等購入費は県の申立てに対して不十分な和解案額である。事故がなければ費用が発生しなかったことを考えると、100%若しくはそれに近い補償が認められるべきと考えるがどうか。
- 2 第1回分の和解案額が請求額の約74%であるが、この数字は他県と比べてどうか。
- 3 岩手県復興防災部復興危機管理室はHP上の資料の中で、「過去2回のADRセンターへの申立てによる和解実績と比較して和解割合が高いことを一つの理由として、第3回分について和解することが適当と判断した」としている。先ほどの説明と異なるがどうか。
- 4 第147号議案について、中小企業等において15年以上使用した設備の高効率設備への更新を補助対象としているが、どのようなものを高効率と判断するのか。
- 5 5月の補正予算と比較すると、高効率の設備を補助対象としていることから、その部分の補助率を上乗せして補助するべきと考えるがどうか。

環境政策課長

- 1 放射線測定委託費については約8割が認められている。宮城県の災害廃棄物を受け入れるに当たり、安全性を確認するために実証実験として災害廃棄物に含まれる放射線を測定しており、主にこの分析について費用を請求している。宮城県の災害廃棄物受入れに係る測定経費のうち、塩分分析費用については津波の影響により発生した費用であり、原発事故に直接起因したものではないということで減額されている。放射線測定器等購入費は約5割と少し低い数字であるが、携帯型の放射線量測定装置の購入費や、固定型の放射線量測定装置を設置する際の建屋の改修費等を申し立てている。建物改修については、県の財産となりほかにも使えるということで減額されている。

- 2 どのような内容を請求するかにより和解割合は大きく異なる。最も低いところは5%、最も高いところは100%であり、本県が特別に低いわけではない。
- 3 岩手県の和解割合について、平成23年度と24年度の第1回分が40%、平成25年度と26年度の第2回分が29%、平成27年度から29年度の第3回分が74%で、3回目が最も高く評価してよいだろうということで、そのように発表資料に記載されていると考えている。

温暖化対策課長

- 4 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、いわゆる省エネ法でトップランナー基準、省エネの基準が定められている。機器は多数あり、空調設備や変圧器、モーター等については一定の基準を満たしているものを高効率設備と定義している。ボイラーやコージェネレーション設備等にはトップランナー基準がないが、経済産業省所管の補助制度で高効率設備を補助している事業があり、国が指定している設備が公表されているので、該当するものについては県でも高効率設備と定義している。そのほか、この二つの基準にないものについては、県に資料を提出していただき、汎用品に比べて10%以上省エネ効果があると認められるものについては高効率と判断するという考え方である。
- 5 5月の補正予算の状況を見ると、半数以上が既に高効率設備を導入している。また、高効率設備を導入すると初期費用は上がるが、同時に省エネ効果が高まるため、維持管理費用が削減され数年間で採算が取れると見込まれる。そのため、今回補助率を上乗せすることは考えていない。

荒木委員

- 1 岩手県の事例について、岩手県に聞いて確認したのか。
- 2 高効率設備について、募集するに当たってしっかり周知することが必要だと思うがどうか。

環境政策課長

- 1 岩手県に直接は確認していない。結果として3回目の割合が74%と高かったということで記載されていると考えている。

温暖化対策課長

- 2 周知は非常に重要であり、チラシやホームページに条件を分かりやすく表示するとともに、各団体への周知等においても変更点が明確に分かるように周知していく。

荒木委員

岩手県の事例について、情報源は何か。訴訟を行った場合は和解案ほどの損害賠償は通常認められないという前提があるので、交渉を重ねても仕方がないとも思うが、血税を県民からお預かりする以上、少しでも多くの和解額としてほしいという観点から、岩手県の事例に従って再度検討する必要もあると考えるがどうか。

環境部長

岩手県において、1回の申立てで3回の和解案が出されたわけではなく、1回目の申立て、2回目の申立て、3回目の申立ては年度で区切って行っている。和解の交渉で何回もやり取りをして、その結果、金額が上がったので和解契約を締結したということではなく、

期間を分けて3回申請し、示された和解案額について、それぞれ1回で和解契約締結に至っている。

荒木委員

岩手県からそのような話があったのか。若しくは資料で確認しているのか。

環境政策課長

茨城県が全国の和解状況について本年5月に調査をした資料で確認している。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

長峰委員

- 1 第121号議案の農作物災害緊急対策事業について、来年以降も高温となることが予測されるが、どのように対応するのか。
- 2 第147号議案に関して、小規模事業者や高齢者等の情報弱者である対象事業者には、どのように情報を周知するのか。
- 3 有機肥料等の使用がCO₂の削減につながると以前聞いたが、有機肥料の高騰分について、農家に対する支援等はあるのか。

農業支援課長

- 1 今年度の高温による被害状況を踏まえて、県農林振興センターの普及指導員が講習会や巡回指導を通じて、米の水管理や適期刈取り、野菜等の灌水や遮光等の指導に取り組んでいく。また、高温に強い品種の彩のきずなへの切替えや、新たに開発したえみほころの導入についても、需要の拡大や種子の確保を図りながら着実に進めていく。

生産振興課長

- 2 施設園芸に係る2事業について、市町村や農協の担当者に対し、議決後、年明け早々に説明会を通して生産者への周知を依頼する。また、生産者に資料等を配布する機会があるので、事業の情報も掲載していただき広く周知を図る。また、花については年明けに生産者の研修会があり、様々な品目の花き生産者が集まるので、しっかりと周知をする。

農産物安全課長

- 3 本年5月の補正予算で地域内資源由来肥料利用拡大事業を実施し、堆肥等を製造する肥料生産事業者や畜産事業者に対して、堆肥の生産量の拡大や、農業者が利用しやすいペレット堆肥の製造などに必要な機械施設の導入支援をしてきた。現在も申請を随時募集しており、引き続き、本事業により化学肥料の使用量を低減する取組を促進し、生産コストの削減による農業者の経営支援を図る。

長峰委員

- 1 周知について、例えば、追加資料の5ページにあるように各連合会や協会が情報提供する事業スキームと、9ページにあるように県と農業者が直接やり取りをする事業スキームとでは、周知の仕方が変わると思う。特に県と農業者が直接やり取りをする場合には配慮が必要と考えるがどうか。
- 2 有機肥料について、地域支援や地域内資源の循環のために堆肥等への支援を行っていることは承知している。しかし、その考え方だと地域内資源に限定して使わざるを得な

くなり、例えば、魚かすや骨のかすという地域内にない有機物を使いたい場合に補助されないと思うが、対象を広げることは考えているのか。

生産振興課長

- 1 直接生産者に情報が届くように、しっかり周知徹底していく。

農産物安全課長

- 2 地域内資源を活用して堆肥を作るための機械施設等の導入事業なので、農業者や肥料生産業者などの事業実施主体が、地域内資源を主としながら、魚かす等の原料を活用して堆肥を作ることは可能である。

石川委員

- 1 第147号議案の県産農産物販売促進特別対策事業について、事業の規模や店舗数、キャンペーン期間について伺う。
- 2 以前はレストランやホテルの特別メニューなど外食産業も対象だったが、今回は対象をどのようにするのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 参加事業者数は53事業者で、内訳は直売所が25、量販店が28である。店舗数は、直売所が約200、量販店が約1,900で、昨年度と比較し約300店舗の増加を見込んでいる。キャンペーン期間は、議決後、できるだけ早く年内に周知し、準備、申請、調整ができたところから順次スタートする。早いところで令和6年1月中旬から開始する。終期は3月中旬を予定している。
- 2 令和3年度にレストランの特別メニュー等も対象としたが、参加事業者数もあまり多くなかったため、令和4年度からは直売所と量販店に限定して実施している。

小島委員

県産農産物販売促進特別対策事業について、昨年度も同規模同程度の事業を実施しており、今年も実施するという事は昨年度効果があったということである。生産者ではなく、いわゆる出口に対しての補助金であるが、生産者にどのようなメリットがあったのか。数値化しているのか。

農業ビジネス支援課長

生産者の収入面での効果については数値化していないが、昨年度、県産米をキャンペーン期間終了後も取り扱っていただくよう事業者に依頼した結果、県産米の常設販売を行う店舗が約180増加した。

小島委員

米どころである他県では、全国ネットのマスコミ等で広告を出している。約3億円を掛けて県内のスーパー等で知名度を上げることと、客観的に見てどちらの方が効果があるのか、また、どれくらい費用がかかるかなど検証したことはあるのか。

農業ビジネス支援課長

他県のキャンペーンの状況と、それを踏まえた費用対効果という検証はしていない。なお、キャンペーン効果の数値化について、例えば、県政サポーターアンケートによると、

「彩のかがやき」の認知度は令和2年度の57.6%から令和4年度に64.1%に上昇し、「彩のきずな」の認知度も令和2年度の27.7%から令和4年度の30.2%に上昇している。当キャンペーン以外の取組や生産者、農業団体自身のキャンペーン、PRの効果も含まれていると思うが、そのような効果もある。

【付託議案に対する討論】

なし